

綾瀬市新型インフルエンザ等対策調整会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等の市内発生に備えた対策を講じるために設置する綾瀬市新型インフルエンザ等対策調整会議（以下「調整会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 調整会議は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、政府対策本部が設置されたときに設置する。

(所掌事務)

第3条 調整会議においては、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 綾瀬市新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づく新型インフルエンザ等の総合的な対策及び準備に関すること。
- (2) その他、必要と認められる事項。

(組織)

第4条 調整会議は、座長、副座長及び構成員をもって組織する。

- 2 座長は、公衆衛生対策を主管とする副市長、副座長は、公衆衛生対策を主管とする部長、構成員は、副座長を除く部長、消防長、議会事務局長、行政委員会の事務局長（部長相当職に限る。）及び担当部長をもって充てる。

(座長の職務)

第5条 座長は、調整会議を総括する。

- 2 副座長は、座長を補佐する。
- 3 座長に事故があるとき又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 調整会議は、座長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、公衆衛生対策主管課及び危機管理対策主管課において処

理する。

(解散)

第8条 座長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、調整会議を解散する。

(1) 法第21条第1項の規定による政府対策本部が廃止されたとき。

(2) 綾瀬市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、調整会議に代わる措置がなされたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月10日から施行する。